

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人公成福祉会
天ヶ城保育園
東高岡保育所
天ヶ城児童クラブ

I 法人本部

1. 経営方針

(1) 安定基盤の確保

社会福祉事業や公益的な事業への自主的な取組について、責任を事もって実施できる管理経営体制を構築し、地域における公益的な活動を増進・発展させる社会福祉法人としての基盤強化を図る。

(2) 福祉サービスの質の向上

職員が専門的知識や技術を修得できるように法人内・外部での研修等を推進する。

(3) 事業経営の透明性の確保

法人内で実施されているサービス内容や経営内容などの情報についての透明性の確保に努める。

2. 実施事業

(1) 第二種社会福祉事業

- ① 保育所の経営
天ヶ城保育園(定員60名)
東高岡保育所(定員50名)
- ② 児童クラブの経営
天ヶ城児童クラブ(定員23名)
- ③ 一時預かり事業の経営
天ヶ城保育園・東高岡保育所
- ④ 生計困難者に対する相談支援事業
天ヶ城保育園・東高岡保育所

3. 理事会の開催

- ① 第1回理事会 (5月)
- ② 第2回理事会 (12月)
- ③ 第3回理事会 (3月)
- ④ 臨時理事会 (随時)

4. 評議委員会の開催

- ① 定時評議員会 (5月又は6月)
- ② 臨時評議員会 (随時)

5. 役員・職員構成

- ① 理事 6名
- ② 監事 2名
- ③ 評議員 7名
- ④ 職員
 - 天ヶ城保育園 園長1名、主任保育士1名、副主任保育士1名、保育士17名(パート保育士5名)、調理員3名、雇員1名、
 - 東高岡保育所 所長1名、主任保育士1名、副主任保育士1名、保育士15名(パート保育士6名)、看護師2名、調理員3名(パート1名)、事務員1名、雇員1名
 - 天ヶ城児童クラブ 指導員:指導員3名(パート2名)

6. その他

- ①地域の社会福祉ニーズに対応した事業実施
- ②適正な経営及び財務と透明性の確保
- ③保育の質の向上と透明性の確保

II 天ヶ城保育園

1. 保育の基本方針

保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところです。

当保育園における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の補完を行い、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。

2. 保育の目標

1. 丈夫なからだ 2. やさしい心 3. 考える子ども

子どもは豊に伸びていく可能性を内に秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

このため、当保育園では、次の諸事項を目指して保育する。

イ、十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

ロ、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ハ、人とのかかわりあいの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

ニ、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。

ホ、生活の中で、ことばへの興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。

ヘ、様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培うこと。

3. 利用定員

2号認定子ども(満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども)	30人
3号認定子ども(満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども)	24人
3号認定子ども(満1歳未満で保育の必要な子ども)	6人

4. 保育時間

標準時間

平日 午前7時00分から午後6時00分まで

土曜日 午前7時00分から午後6時00分まで

(延長保育：午後6時00分から午後7時00分まで)

短時間

平日 午前9時00分から午後5時00分まで

土曜日 午前9時00分から午後5時00分まで

(延長保育：午前7時00分から午前9時00分まで、午後5時00分から午後7時00分まで)

5. 休園日

日曜、祝日(振替休日を含む)、及び園が特別な事情を認めるときとする。但し、年末年始は、保護者に保育利用の有無を聞きながら、開園及び休園を決定する。

6. 施設事業運営

(1) 児童の処遇

イ、園児組編成

0歳児・1歳児の一部……………もも組

1～2歳児……………たんぽぽ組1歳児・たんぽぽ組2歳児

3～5歳児……………ぱんだ組

3～5歳児……………きりん組

ロ、健康管理

登園時において、子どもの健康状態を観察するとともに、保護者から子どもの状態について報告を受ける。また、保育中は子どもの状態を観察し、発熱等の体調不良がみられた場合には、保護者に連絡する。

高熱や怪我などで急を要するときは、保護者に連絡の上掛かりつけの病院に園から連れていき受診する。結果を保護者に連絡する。また、内科検診・歯科検診を年2回・尿検査を年1回行う。

ハ、栄養管理

宮崎市保育幼稚園課の栄養士による献立表により調理や栄養管理を行なう。

二、保育

家庭と連携を密にして家庭養育の補完を行う。子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意したり、自己を十分に発揮しながら活動できるようにしたりしながら健全な心身の発達を図るようにする。また、全体的な計画と各年齢児の年間保育計画表・月・週案を基本に進めて行く。

ホ、安全管理

避難訓練年間計画により、毎月1回避難訓練、消火訓練、年2回の総合訓練を行う。尚、総合訓練の1回は、防火研修会の受講により免除されるのでそれに換える。

また、不時の事態に備え、必要な救急用の薬品、備蓄用食品などの整備をするとともに、救急処置の意義を正しく理解し、保育士としての処置を熟知するように努める。110番通報装置や消火器・発電機・蓄電池等の取り扱いや、不審者の侵入を想定した防犯訓練・AEDを使った救急法の園内研修会を開催する。

(2) 職員の処遇

イ、健康管理

年1回の健康診断を行う。また全員を対象に、毎月1回0-157を含めた腸内菌検査を行う。(株式会社パソラボ宮崎研究所に依頼)

11月には、インフルエンザの予防接種を受け、インフルエンザ集団感染による保育に影響ないようにする。

ロ、労務管理及び待遇

就業規則及び給与規則に基づき労務管理及び待遇を行う。

ハ、研修

職制職階制を取り入れているので、各保育団体が主催するキャリアアップ研修会や全国や九州管内の研修会に参加する。職員を対象とする発達障がい研修会を年数回程開催する。

(3) 保護者会

イ、保育参観

保育参観は、6月と2月に行う。給食参観は、誕生者の親を誕生会に招待し、園

児と一緒に会食することで参観とする。

ロ、保育園の運営に関するアンケート

保育園の運営に関するアンケートを5月に行い(匿名にて)、設問に選択方式で回答してもらう。その結果を踏まえて、今までの保育の評価と今後の取り組みのあり方を検討する。

ハ、クラス懇談会

未満児と以上児に分けてクラス懇談会を6月と7月に行う。その際に「保育園の運営に関するアンケート」を参考に、園への要望や子どものことで悩んでいることなどを、年齢別に話し合う。

(4)その他

- ・新型コロナウイルスなどの感染症の感染防止対策の徹底。
- ・子育て講演会・救急法の研修会・消火訓練・防犯訓練の開催。
- ・延長保育サービス事業を前年度に引き続き行う。
- ・幼年消防クラブの活動を行う。
- ・高岡地区の民生委員児童委員協議会と共同で赤い羽根共同募金の街頭募金活動を行う。
- ・園だよりを保育園の所在する東区自治公民館の各班に回覧してもらい、地域の子育てに協力する。

7. 施設事業管理

(1)事務関係

- | | |
|---------|--------|
| ・園だより | 毎月1回発行 |
| ・給食だより | 毎月1回発行 |
| ・各クラス便り | 毎月1回発行 |
| ・保健だより | 毎月1回発行 |
| ・子育て情報 | 随時発行 |

(2)設備関係

- ・陶芸窯の購入(老朽による買換え)
- ・パソコンの購入(保育室用1台)
- ・木製遊具の塗装工事
- ・その他備品の購入

Ⅲ 東高岡保育所

1. 東高岡保育所運営の体制

令和7年度は、4月1日から完全民営化としてスタートします。

平成27年度から公成福祉会が10年間の宮崎市指定管理施設としての経験と実績を重ね、これまでの運営の中で保護者の方との信頼関係も構築されてきました。

完全民営化した中でこれまでと変わらない保育の質の担保、運営の状況について保護者との協議を重ねながらより良い保育所作りを行っていきます。

以下、東高岡保育所(以下「本所」という)の管理運営の体制について記載いたします。

(1)施設運営

施設の概要

施設の種類	保育所	
施設の名称	東高岡保育所	
施設の所在地	宮崎市高岡町花見 101-2	
電話番号	0985-82-1016 FAX 0985-41-4326	
管理者	所長 田中 美恵	
理事長	黒木 正司	
利用定員	50 名	
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日より宮崎市指定管理施設として運営 (令和 7 年 3 月 3 1 日まで)	
敷地	敷地全体	2,662.75 m ²
	園庭	1,120,00 m ²
園舎	構造	鉄骨造、平屋建て
	延べ面積	432,39 m ²
	新築年月日	平成 21 年 3 月
主要室	部屋数	各年齢別クラス名称
乳児・調乳室	1 室	ひよこ組 (0 歳児クラス)
保育室	3 室	りす・うさぎ組 (1・2 歳児クラス) ぱんだ組 (3 歳児クラス) きりん組 (4・5 歳児クラス)
調理室	1 室	
事務室	1 室	医務室兼務
相談室	1 室	

利用定員

利用定員	2号認定子ども (満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども)	30名
	3号認定子ども(1,2歳) (満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども)	17名
	3号認定子ども(0歳) (満1歳未満で保育の必要な子ども)	3名

(2) 施設の目的

ア 本所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に基づき、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担っていく。

(3) 運営方針

ア 本所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

イ 本所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達課程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- ウ 本所は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めます。
- エ 本所は、「宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」その他関係法令・通知等を遵守し事業を実施します。

(4) 保育の理念

- 子どもの人権や主体性を尊重し、心身ともに健やかなる成長の為に保護者や地域社会と力を合わせて育成する。
- すべての子どもの育ちが平等で「愛護」され、個性や発達を大切に「生きる力」を育む。

(5) 保育方針

- ア 平成30年4月1日適用される新保育指針に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とします。
- イ また、常に児童の最善の幸福を願うために、保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をしてよりよい保育のために努力研鑽することを基本とします。
- ・子どもの安全と健康を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
 - ・子どもが健康と安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら、活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
 - ・豊かな人間性をもった子どもを育成する。
 - ・乳幼児などの保育に関する意見や要望、相談に際しては、わかりやすい用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。

<保育の目標>

- 1、丈夫な身体 2、やさしいところ 3、考える子ども

1、丈夫なからだ（元気な子ども）

- ・歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身に着ける。
- ・運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。
- ・積極的に遊びや生活ができるようにし、自主性や協調性といった社会生活の基礎となるような態度を養う。相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

2、やさしいところ

- ・積極的に遊びや生活ができるようにし、自主性や協調性といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
- ・相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

3、考える子ども

- ・生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力や表現力の基礎を培う。
- ・自然の世界に多くふれ、豊かな体験を通して自分なりに物を見たり、感じたり、考えたりして、豊かな感性と創造力の芽生えを培う。
- ・自然に対する知的興味や関心を育て、思考力や認識力を培い観察する力を養う。

(6) 保育を提供する日

- ア 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日

から1月3日)及び祝祭日を除く。年末については保育を必要とする場合には開所する。

○保育時間

開園日	保育提供時間		延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日	標準 時間	午前7時～午後6時	午後6時～午後7時	●日曜日 ●祝祭日
	短時間 8時間	午前9時～午後5時	午前7時～午前9時 午後5時～午後7時	

イ 保育の提供時間を超える保育の提供時間

やむを得ない理由により通常保育時間以外の保育が必要な場合は、午後6時から午後7時の範囲内で延長保育を行います。(時間外保育の利用に当たっては、延長保育料として翌月の引き落としとなります。1名につき200円)

(7) 提供する教育・保育等の内容

保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

ア 特定保育の提供

上記(6)に記載する時間において、保育を提供します。

イ 保育内容

心身ともに丈夫な体づくりを行うために、1年を通して体力作りを行います。又、地域に根ざした保育を行い、和太鼓を通して介護施設の訪問や高岡地区の夏祭り、文化祭、金婚式等、地域の祭事に参加し、人との関わりを通して自信と積極性を培い就学へとつなげていきます。

1年を通して様々な運動を行い、丈夫な体を培います。運動、音楽を通して、リズム感を養います。こうした音体教育を通して、集中力、持続力、協調性が身につき、色々な経験を通して、豊かな感性を育てていきます。

ウ 給食について

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時00分～	
1歳児	9時20分頃			
2歳児			11時30分～ 12時頃	15時10分～ 15時15分～
3歳児				
4歳児				
5歳児				
延長保育時間帯				18時00分

※宮崎市の献立に沿った、給食を提供しています。

※献立内容については、毎月、月初めに給食便りを配布及びメールで配信しています。

※毎月1回の誕生会は、園独自の献立メニューとなります。

エ アレルギー等への対応

本所では、アレルギーをもつ児童について、調理法、調味料など、アレルギー状況に応じて対応を行います。

オ 衛生管理等

調理師、保育士等の全職員は、毎月1回検便を行います。

(8) 利用料金

保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた宮崎市が定める保育料。

ア 保育の提供に関する実費に係る利用者負担金等の基本徴収はありません。しかし、下記別表に掲げる徴収については保護者の負担とする。

イ 延長保育料 午後6時～7時まで 200円（翌月引き落とし）

短時間認定 午前7時～9時 午後5時～7時 1時間毎200円（翌月引き落とし）

ウ 実費徴収

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食代	・3～5歳の以上児は4月～11月まで主食持参。 ・12月～3月までの寒い時期は、主食の米は保育所負担で完全給食とする。	無
副食費	3～5歳児は副食費負担	5,000円（引き落とし）
交通費（園外活動）	園外保育や園外活動に係る費用	無

エ 賠償責任保険等の加入

本園は以下の保険に加入しています

保険会社	東京海上日動火災保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	大型セット（〇ー157等補償付、新型コロナ給付付き賠償、傷害）	災害共済給付（負傷、疾病等）
保険金額	（保育所加入）	（保育所加入）

保育料以外の徴収金（銀行引落とし）については、保護者からの実費徴収は行いません。特別保育事業にかかる延長保育料については銀行引き落としとします。

一時保育については、継続的な利用については銀行引き落としの手続きを行って頂き、単発的な利用については直接徴収を行います。

又、保育にかかる園児服、帽子、体操服、園外保育の交通費、入園料、年間の写真にかかる経費すべて保護者の徴収金は一切行いません。

子どものケガに関する保険は、日本スポーツ振興センターと東京海上に加入します。東京海上、日本スポーツ振興センターに関しては保育所の方で加入し、保険料も保育所で負担いたします。

(9) 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

ア 利用する乳幼児が小学校に就学したとき。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

ウ 第9条第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する費用を著しく滞納し、当保育所の督促等に対して誠意をもって対応しないとき。

エ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(10) 嘱託医

当保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています

ア 内科

医療機関の名称	にしぞの内科
所在地	宮崎市高岡町飯田 254 番地
電話番号	0985-82-5522

イ 歯科

医療機関の名称	清水歯科医院
所在地	宮崎市高岡町五町 185 番地
電話番号	0985-82-3777

2. 東高岡保育所の安全管理体制

安全管理体制については、日々の保育において乳幼児の主体的な活動を尊重し、楽しく安全に過ごせるよう、国の安全基準のガイドラインに沿ったマニュアルに基づいて取り組み、安全な保育環境を確保するために以下の事項について対策・対応を講じています。

(1) 緊急時の対応について

災害、防犯時、その他必要とする緊急連絡の手段として、テクノミクスメール配信システムを利用した、保護者への一斉メール配信を行っています。

又、災害対応マニュアルに基づき、法人本部・行政機関との連携を図りながら児童福祉施設として適切な対応を行うと共に、豪雨、洪水時には「避難確保計画」を策定し、毎年度見直しを行いながら宮崎市の危機管理課に提出しています。

消防点検法に基づいた定期的な消防防火設備の点検も外部業者に依頼し、届出を行っていきます。

(2) 保育所内外での安全対策

保育所内外での活動時における安全管理においては、保育計画の策定やヒヤリハットを通して万全の体制で取り組んでいきます。

また、保育士の配置、遊具類の定期的な確認をチェックリストに基づいて確認し、安全対策マニュアルを見直しながら進めていきます。

固定遊具については、鉄棒、登りロープ、令和5年度3月に設置した滑り台がありますので毎月の安全点検表に基づいての確認、年1回の業者点検を行いながら子どもたちの安全を最優先し事故を未然に防止するために、安全基準に沿った遊具の点検と安全の徹底を遵守していきます。

又、保育所内外におけるけがや事故の発生時には、「事故発生時における対応と予防」のマニュアルに沿って、法人本部、行政機関との連携を図りながら対応にあたり、同時に書類の作成を行います。

子どもが保育所内で怪我や事故等のあった場合は、日本スポーツ振興センターと東京海上の「ほいくのほけん」に加入しています。

(3) 欠席児童の安否確認

欠席児童の連絡については、保護者の周知徹底を促し9時30分までに連絡を入れていただいています。尚、欠席の連絡がない場合には保護者に直接連絡し欠席の事由を伺いノートに記載しています。

(4) 防災教育

子どもの防災安全対策の一つとして、宮崎市西部地区幼年消防クラブ主催の「幼年消防クラブ」に加入し、消防士の仕事について興味、関心を高めるとともに、防災についての知識や訓練の大切さを体験する取り組みを年1回行います。

又、月1回の避難訓練を行い、災害時の具体的な行動のとり方と自身の身の安全を守

る行動が身につけられるように訓練を行います。

職員についても、防災・防火研修への参加、看護師によるAEDを使用した実際の乳幼児の人形を使つての救命救急の実践演習の園内研修を行っております。

さらに、避難訓練の見直しを行い宮崎北消防署西部出張所に依頼し自衛消防訓練の取り組みなど行います。

※別添付「保育所安全計画」「業務継続計画」

※避難訓練年間計画を添付します。

(5) 施設の衛生管理について

施設の衛生管理については、宮崎市の指定業者に依頼し、毎月調理室の害虫駆除、2か月に1回の保育室の害虫駆除、年1回、排気口やフィルター関係すべて消毒、洗浄しています。

又、日々の業務の中で、手洗い場やトイレ、週1回の玩具類の消毒など施設の安全、清潔を心掛けて清掃を行っています。

(6) 施設の法定点検について

施設の維持、管理において法定点検を行い児童福祉施設として適正な保守管理を行います。

法定点検については、以下の項目について年間で点検を行っていきます。

	点検項目	点検対象	内容	点検周期
1	浄化槽	浄化槽、みなし浄化槽	保守点検・清掃	12回／1年
2	事務所	照明設備	点検	1回／3ヶ月
3	消防用設備等	消防設備にかかる器具すべて	機器点検 総合点検	1回／6月 1回／1年
4	フロン関係 冷媒機器	空調、冷蔵冷凍	簡易点検	1回／3ヶ月
5	プール水質検査	プール	水質検査	プール日は毎回測定
6	遊具	固定遊具等	目視・点検等	1回／月 業者による点検1回／年

3. 事業の概要及び実施時期

別添付「令和7年度行事計画」を参照

東高岡保育所の保育にかかる事業については以下の特別保育事業を行っています。

(1) 延長保育事業

時間外保育の利用に当たっては、1名につき1時間200円を延長保育料として、翌月に引き落としとなります。

ア 保育時間

開園日	延長保育時間		休園日
月曜日～土曜日	標準時間認定	午後6時から午後7時	●日曜日 ●祝祭日
	短時間認定	午前7時から午前9時 午後5時から午後7時	

(2) 一時預かり事業（一般型）

一時保育については地域の子育て支援の一環として、病気・疾病・妊娠・出産・介護・就労等その他の家庭支援に繋げていきます。

利用料金等については、継続的な世帯については引き落としの手続きを行って頂き、単発的な利用については現金でお支払いいただきます。

(3) 特別支援保育事業

障がいや特性をもった乳幼児に関しては、専門機関との連携を緊密に行いながら、又保護者の気持ちにも寄り添いを心掛け、就学まで一貫した保育を行うために、個別計画の作成や全体的な計画を作成して、より専門的な支援を心掛けています。

又、キャリアアップの一環として「障がい児主任」を主担当とした専門的な支援を行い、保育所職員全体で一貫性をもった保育の取り組みを行い、過ごしやすい環境を整えていきます。

特別支援関係の研修については、個々の保育士がより専門的な知識をもって保育に携われるように1年を通して、必ず参加するように努めています。

(4) その他

東高岡保育所の運営について以下のことに重点を置きながら、令和7年度も民営化に移管したのち円滑な運営を行っていきます。

ア 保育の質の向上のための取り組み

保育の質の向上を担保するために、管理者が適切でかつ「働き方改革」にもとづいた、職員の働きやすい職場環境づくりをおこない、施設長や職員自身が自己研鑽に努めていきます。

具体的な取り組みとして以下に掲げます。

1) 職員会の実施

保育所保育指針に基づいた、保育の計画や個別の児童の話し合いなど職員会で検討事項などテーマに沿って話し合いを行いながら、個々の職員が意見を言いやすい環境を作り活発な意見交換を行います。

又、研修を受講した職員については、職員会の中で研修報告を行い、要点をしばらくしながら大切な事項を共有し、保育の実践に生かします。

2) 職員研修

経験年数や担当業務に沿った適切な職員の研修を行い、宮崎市や県の主催する研修と共に、県内外の研修にも参加しながら、キャリアアップを図っていく。

又、個人の研修と共に保育所の研修として園内研修や職員全体の研修を行っていくことにより、情報の共有と職員の資質向上につなげていく。

3) 自己評価

職員は、年に3回の自己評価を行い、分野別、担当別で客観的に自己分析を行って自身の向上心や補足していく面につなげていきます。

4) 地域支援活動

地域の子育てにおける支援活動の一貫として「園庭開放」「子育て相談支援」等行っています。又、地域の祭りや金婚式、文化祭等において、年長児が和太鼓で参加しています。

5) 利用者の苦情や要望の把握、対応策について

保護者との信頼関係においては、運営していくことの位置づけにおいても最も大切な柱となります。

保護者や児童の安心・安全な保育の取り組みの一つとして、「意見・苦情・要望・不満を解決するための仕組みに関する規程」に基づいて、保護者に周知していきま

す。
保護者アンケートを毎年10月に実施し、アンケートを通して意見を伝えて頂いた

り、利用者の意見をくみ上げやすいようにしたりして利用実態調査を無記名で実施しています。

アンケートを集計し、結果については保護者に配布し質疑のある場合には、回答を盛り込んで公表していきます。

アンケート以外の意見や苦情等については、苦情解決の方法として①苦情の受付 ②苦情受付の報告・確認 ③苦情解決のための話し合い ④第三者委員による苦情内容についての確認、報告を行っています。なお、意見や苦情については、ホームページ等においても掲載しています。

6) 児童の健康管理について

医療機関との連携を含めた児童の健康管理については年間を通じて計画に反映させ、児童の健康、維持管理に努めています。又、年間の保健計画を策定しており、保健計画に沿って、児童の健康を把握していきます。

- ・身体測定～月初めに、毎月、身長、体重の計測を行います。
- ・内科検診～5月、10月の年2回実施（嘱託医：にしどの内科医院）
- ・歯科検診～歯科検診は年1回となっているが、内科検診同様5月、10月の2回行い、虫歯予防に努めています。尚、虫歯を保有している児童については、検診票を配布し、一早い歯科の受診をお願いしています。（嘱託医：清水歯科医院）
- ・4,5歳児からは、食後のフッ素洗口を実施し、保護者の方に承諾書を提出していただいています。
- ・保育所内での感染症や病気については、家庭からの一早い予防にもつなげるために、門扉横の掲示板に掲示し、特定の感染症を知る手掛かりとなるようにしています。
- ・尚、保育所内での投薬に関しては、「与薬依頼書」を記入していただいて、看護師が全クラス一括して、個別の時間に合わせた内服または、点眼、軟膏の塗布をしています。
- ・全職員が毎月検便を行い、園全体の衛生管理予防に努めています。

7) 食育の取り組みについて

食育の取り組みについては、年間の食育計画を作成しています。

年間を通して、保育所東側の畑を利用した、さつま芋の苗植えと収穫を行っていますが、ここ数年土壌が悪く、さつま芋の生育は悪かったもののスイカ、玉ねぎやジャガイモ他、季節の野菜類は生育が順調でした。堆肥を入れて畑の回復を行っていきます。年間の計画を立てながら、季節の野菜を植えて、2歳児から年長児までの子どもたちが水やりを楽しみ、収穫した野菜を給食で提供して食育につなげていきます。

又、年長児は6月に飯田地区の米農家の田んぼを利用して、泥んこ遊びからスタートし、1週間後に稲の苗植えの体験（もち米）、11月に収穫、12月に餅つきを行うなど、食育の大事な位置づけとして取り組んでいきます。

年間の食育計画に盛り込んでいる事項を季節に合わせて計画に反映し、クッキングの体験など、食に関する興味、関心を高める取り組みを行っています。

8) アレルギー児童についての取り組み

食物アレルギーについては、保護者やかかりつけの医師との連携を行いながら、職員間でアレルギー児童の情報の共有など、細心を払った取り組みを行っています。誤食防止の取り組みも徹底していきながら、食器の色分け、プレート(食器をのせる)の色分け、調味料、アレルギー代替え食品、調理鍋、調理方法の独立した調理など徹底した取り組みを行ってきました。これまで、重篤なアレルギーをもった児

童の受け入れの実績もあるので、今後、重篤なアレルギー症状をもった受け入れに関しても、これまでの知識と経験を生かした保育を行っていきます。

9) 小学校との連携について

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために、「幼保小連絡会議」に参加して、年長児の子どもたちが、小学校に上がるまでに各小学校との連携を行っていきながら、個別の連絡を行っています。

又、年長児の一年間を通して、「10の姿」を意識したカリキュラムの作成を行い、就学に係る子どもたちのスムーズな小学校への接続へとつなげます。

五十音については、年長児は4月から書道の外部講師に依頼し、1年間をかけて正しい書き順と、硬筆に取り組み、文字の興味関心を高めていきます。

下半期には午睡をなくし、文字と数字のワークブックの演習を行いながら、基本的な生活習慣と身の整理整頓の見直しを行い、学校教育を意識した取り組みを行っていきます。

10) 人的体制の確保

令和7年度は、施設長1名・主任保育士1名・副主任保育士1名・常勤保育士9名・非常勤保育士6名・看護師1名・調理師3名、事務員1名、保育補助2名・計25名でのスタートを予定しています。

IV 天ヶ城児童クラブ

1. 基本方針

保護者の方が就労や病気、家族の介護等のために放課後に家庭で面倒を見ることができない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

放課後や夏休み中などに生活の場として、子どもたちと遊んだり、宿題をしたり、様々な活動をしていきます。

2. 活動内容

4月・・・春季休業(4月1日～4月7日まで・新1年生は4月10日まで)

※新1年生・・・4月11日に入学式に参加

5月・・・保育園での避難訓練(引き渡し訓練)で、誰がいつ迎えに来る予定か明確にしておき、間違いなく引き渡す。(一斉メールにて知らせ、合言葉を確認する)

※災害等や感染症対応の避難訓練で集団下校する場合は、自宅に下校します。

7月・・・夏季休業(7月23日～8月24日まで)

8月・・・保育園の避難訓練に参加する。

夏季休業・園外活動(内容未定)

10月・・・秋季休業(10月10日～10月14日まで)

「ハロウィンパーティ」を楽しむ。

12月・・・冬季休業(12月25日～1月5日まで)

「クリスマス会」を楽しむ。

12月29日～1月3日まで児童クラブは「お休み」です。

1月・・・冬季休業(1月5日まで)

2月・・・節分の行事を知る内容に参加する。

3月・・・学年末休業(3月27日～3月31日まで)

3. その他

○園庭遊びや製作などの活動については年間を通して行います。

○コロナなどの感染症予防対応として、保育園の行事参加については、その時の状況に応じて検討していきます。

○園外活動は、長期休業を利用して行いますが、コロナなど感染の状況によってその都度内容については検討していきます。

○行事の詳細については、分かり次第その都度ご連絡いたします。